

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年2月まで
② 昭和55年6月から56年3月まで

私は、転職が多かったが、65歳になるまで、厚生年金保険と国民年金の保険料は、間を空けずに納めていた。申立期間についても、保険料を納付したはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和42年10月6日に国民年金の資格を取得し、同月から51年5月までの国民年金保険料を納付していたことが、A県B市が保管している国民年金被保険者名簿で確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録では、平成2年2月23日に申立人の国民年金の資格取得日を上記の昭和42年10月6日から、その後の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である43年11月6日に修正したことにより、納付済みであった申立期間を含む当該期間の保険料を誤適用であったとして、平成2年3月9日に申立人に還付した旨記録されている。

しかし、申立人は、申立期間に被用者年金の被保険者等であった事実は無いことから、誤った資格修正が行われた結果、申立期間の国民年金保険料が還付されたものと考えられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間②については、申立人が65歳に達し、国民年金通算老齢年金の裁定請求手続を平成2年2月20日に行った際、申立期間が厚生年金

保険の被保険者期間ではないことが判明したため、同年同月 23 日に、国民年金被保険者期間に追加修正されたことが、社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年ごろ、区役所の職員から加入勧奨されて、国民年金に加入した。集金人に国民年金保険料を納付していたが、まとめて納付したこともあるので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足後、いち早く国民年金に加入するとともに、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当時、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村でも過年度保険料を収納することが可能とされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨することが通例であった上、申立人は、38年4月から保険料を納付していることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、この納付に併せて、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から4年2月まで

私は、平成4年2月に結婚したが、それまでの国民年金保険料については、すべて父が納付してくれていた。申立期間の保険料については、父から、納付期限が過ぎていたので、約3万円の保険料をさかのぼって納付したと聞いている。

申立期間が未納になっているのは納得できないので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、婚姻するまでの申立人の国民年金保険料については、申立人の父親が納付してくれていたとしており、申立人が婚姻するまでの国民年金加入期間については、申立期間を除き、厚生年金保険との切替手続を適切に行い、保険料を漏れ無く納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、申立人は、申立人の父親が未納となっていた申立期間の国民年金保険料として、約3万円の保険料を一括納付したとしており、未納保険料が有った場合、社会保険事務所から納付書が送付されることが確認されており、申立人の父親が納付したとする保険料額は、納付に必要な保険料額とおおむね一致していることから、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年8月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年8月から19年8月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月16日から20年11月8日まで
申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち平成18年8月から19年8月までの標準報酬月額については20万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立期間のうち平成 18 年 8 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、30 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は給与明細書及び賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 7 月 26 日に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と、申立人が所持する賞与支給明細書に記載されている保険料控除額から算出した賞与支給額が一致していることから、記録の訂正は行なわない。

また、申立期間のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 8 日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月から19年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年9月から19年8月までの期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月から20年11月8日まで

申立期間について、給与の支給額と社会保険庁における標準報酬月額を比べると、社会保険庁の記録における標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間のうち平成18年9月から19年8月までの標準報酬月額については22万円と記録されている。

しかし、当該事業所の破産管財人が保管する賃金台帳により、当該期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額については、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、30 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務の責任者であった役員は、標準報酬月額の引き下げについては社会保険庁の記録どおりに届出をしたとしており、その結果、社会保険事務所は賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 7 月 26 日に支払われた賞与については社会保険庁の標準賞与記録と賃金台帳に記載されている賞与額が一致していることから、記録の訂正は行なわない。

また、申立期間のうち平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 11 月 8 日までの期間については、社会保険事務所の申立てに係る経過の説明書及び社会保険庁の記録によると、当該事業所が倒産した情報を得たため、その後、破産管財人に対し調査をした上で、既に社会保険事務所の職権により 21 年 2 月 19 日に申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

第1 委員会の結論

有限会社Aに係る申立期間①について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年4月27日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年2月から同年6月及び同年10月から5年3月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち平成4年7月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、同年7月については26万円、同年8月及び同年9月については28万円とすることが妥当である。

また、申立人は、平成5年4月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を6年1月21日とし、当該期間の標準報酬月額を、5年4月から同年6月までの期間については24万円、同年7月から同年11月までの期間については34万円、同年12月については32万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間のうち、平成4年7月から同年9月までの期間及び5年4月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

B株式会社に係る申立期間②について、申立人は、申立期間のうち、平成16年6月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

また、平成16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月20日及び18年12月22日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を平成16年8月10日は3万円、同年12月10日は5万円、17年8月10日は4万円並びに同年12月20日及び18年12月22日は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成16年6月から同年8月までの期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び同年8月10日、同年12月10日、

17年8月10日、同年12月20日及び18年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月1日から6年1月21日まで
② 平成16年2月5日から20年10月26日まで

平成6年3月30日に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、①の申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されているのに、厚生年金保険が未加入となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。また、B株式会社に係る②の申立期間において正社員として勤務していたが、入社当初から受け取っていた給与額に較べて厚生年金保険の標準報酬月額が違うので記録を訂正してほしい。また、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、平成5年2月25日に、4年12月21日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われており、その後、5年4月27日の時点において、当該事業所の事業主及び申立人を含む3人の被保険者について、4年2月1日付けで被保険者ではなくなったとする資格喪失の処理が遡及^{そきゅう}して行われ、それ以外の1人についても同時期に同様の資格喪失の処理が行われており、申立人については、同年7月の報酬月額変更届及び同年10月の報酬月額算定基礎届が合わせて取消処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年2月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものではないことから、申立人の資格喪失日は5年4月27日であると認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届出た平成3年10月1日及び4年10月1日の報酬月額算定基礎届の記録から、同年2月から同年6月及び同年10月から5年3月までの期間は26万円とすることが妥当である。

また、平成4年7月から同年9月までの期間については、同年7月1日付けの報酬月額変更届については、同年4月から同年6月に支給されている給与明細書から報酬月額の平均額を計算しても、厚生年金保険法第23条（報酬月額の改定）に該当していないことが確認できることから、事業主から当初届けられた同年7月1日付けの報酬月額変更の届出については、事実に基づかない処理であったと認められ、当該月額変更届に基づいて標準報酬月額の改定が行われている同年7月から同年9月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間に支給されている給与明細書の支給額及び控除額からみた標準報酬月額の認定を行うことが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成4年7月は26万円、同年8月及び同年9月は28万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成5年4月27日から6年1月21日までの期間については、給与明細書、元事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が同年1月20日まで有限会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年1月21日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成5年4月から同年6月までの期間は24万円、同年7月から同年11月までの期間は34万円、同年12月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成4年7月から同年9月までの期間及び5年4月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は申立人の資格喪失の届出については、申立てどおりの届出を行っていないものの、社会保険事務所へ納付したかは不明である旨回答しているが、申立人を含めて4人の被保険者の資格喪失届が^{そきゅう}遡及して処理されていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行っていたことがうかがえ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る上記の申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場

合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付していないと認められる。

B株式会社に係る申立期間②について、申立人が所持している給与明細書から、社会保険庁に記録されている標準報酬月額より高い額で給与及び賞与が支給されていることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち平成16年6月から同年8月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、11万8,000円とすることが妥当である。

次に、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、平成16年8月10日は3万円、同年12月10日は5万円、17年8月10日は4万円並びに同年12月20日及び18年12月22日は5万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る申立期間②のうち、平成16年6月から同年8月までの期間の保険料及び同年8月、同年12月、17年8月、同年12月及び18年12月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所に照会したところ、事務手続に不備があったと思われる旨の回答があった上、標準賞与額については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険事務所で記録されている標準賞与額が、複数の時期において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額及び標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成16年2月から同年5月、同年9月から20年9月までの期間については、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和34年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月5日から同年10月1日まで

私は、昭和31年3月に、D市E区にあったA株式会社F部に入社し、継続して勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、同社B工場のトランジスタ部門の業務拡大に伴い異動した際の期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する申立人の人事記録及び複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務(昭和34年1月5日にA株式会社G工場から同社B工場に異動)していたことが認められる。

また、当時の経理担当者は、申立期間当時、A株式会社G工場が同社B工場へ移転した時期と、厚生年金保険の本社一括適用の時期とが重なったため、届出についての手続ミスがあり、厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、適正な届出が行われなかった旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 10 月の社会保険事務所の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記のように、当時の経理担当者は、申立期間当時、申立人の厚生年金保険の届出について、適正に行われなかった可能性がある旨の供述をしており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（後に、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和41年3月12日に株式会社Aに入社し、61年3月21日に退社するまで継続して勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、C株式会社（後に、D株式会社）に異動した際の期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、現在の事業主及び複数の元同僚の回答から、申立人が申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和42年6月1日に株式会社AからC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る昭和42年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時、従業員の担当業務に応じて株式会社AとC株式会社に配置していただけで、厚生年金保険料を給与から控除し、社会保険事務所の納入告知書と突合して納付していたはずであると主張し

ているが、申立人に係る申立期間の保険料が納付された事実を確認することができないほか、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 5 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち平成7年3月から8年9月までの標準報酬月額については44万円、同年10月から11年4月までについては41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から11年5月21日まで
社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成7年3月分から11年4月分までの標準報酬月額が当時の給与額と比較して低くなっている。給与明細書を所持しているため、申立期間について、実際に支払った保険料に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書によれば、申立人が申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬

月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成7年3月から8年9月までの期間を44万円、同年10月から11年4月までの期間は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、同給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていないため、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年8月まで

私は、健康保険と国民年金は空白期間が生じてはならないと思っていたので、退社した昭和47年6月30日の時点では、A区役所で、家族の国民健康保険とともに国民年金の加入手続を終えていた。

国民年金保険料は、私が設立した会社が昭和49年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまで、国民健康保険料と同時に、いつもA区役所で納付していた。納得いかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に会社を退職した時点で、A区役所に出向き国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は国民健康保険料とともに納付していたと主張している。しかしながら、保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人には、手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致し、申立人は申立期間の保険料を納付できなかつたものとみるのが相当である。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和30年4月4日に取得した際の厚生年金保険被保険者記号番号であり、基礎年金番号制度の導入以前に、同基礎年金番号では申立期間の国民年金保険料の納付はできず、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から49年3月まで

私の国民年金は、妻が母親と一緒に、昭和48年10月ごろに加入手続きを行い、未納となっていた申立期間の国民年金保険料を同年10月から同年12月までごろに約5万円を納付した記憶がある。さかのぼって納付した記録が無いというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和48年10月ごろに申立人の母親と一緒に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、49年5月に払い出されているのに対し、申立人の母親の手帳記号番号は、50年7月に払い出されており、一緒に加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き後、昭和48年10月から同年12月までごろに申立人の妻が申立期間の国民年金保険料として約5万円を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、第2回目の特例納付の実施期間（昭和49年1月1日から50年12月31日まで）であり、さかのぼって納付することは可能であるものの、納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とは大きく相違する。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人若しくは申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

加えて、申立人について、改名前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1209

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金については、母親が昭和36年4月に父親と私の国民年金の加入手続を行い、集金人に父親と私の国民年金保険料を現金で納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていたのを記憶している。未納期間が有ることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の父親と申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に申立人の父親の保険料と一緒に納付していたと主張している。しかしながら、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年7月であるのに対し、申立人の父親の手帳記号番号は36年9月に払い出されていることが確認できることから、申立期間の保険料を申立人の父親と一緒に納付することはできず、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年7月時点では、申立期間の一部は時効により納付できず、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって申立期間の保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成4年9月までの期間及び平成6年4月から16年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から平成4年9月まで
② 平成6年4月から16年7月まで

私は、20歳になった昭和59年1月ごろに、A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、同区役所、社会保険事務所、郵便局や金融機関で納付し、領収書を受け取ったことを覚えている。また、母親と一緒に納付した時期も有る。社会保険庁の記録に納得がいかないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和59年1月ごろに、A区役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、申立人の基礎年金番号は、平成16年10月6日付けで、厚生年金保険の被保険者記号番号が付番されたものであることが社会保険庁の基礎年金番号情報で確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に基礎年金番号が付番された上記の時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間

であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは、保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を母親と一緒に納付したとも主張しているが、その時期等が曖昧である上、申立期間①当時、申立人の母親については、保険料の法定免除期間又は第3号被保険者期間であることが確認でき、申立人は、申立人の母親と一緒に保険料を納付できなかったものとするのが相当である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年5月まで

私は、昭和53年4月に社会人になった後、56年6月に共済組合の組合員になるまでの間の国民年金保険料は、母親が納付してくれていたと思う。社会保険事務所の調査でも、53年4月に国民年金に加入したことになっているので、加入したのであれば保険料を納付していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月から56年6月に共済組合の組合員になるまでの申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は53年4月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収納滞納リストにより、申立期間は未納とされていることが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はお

らず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から平成2年9月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から平成2年9月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については、付加保険料を納付した記録が確認できないとの回答をもらったが、申立期間について、夫が付加保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、申立期間の国民年金付加保険料を納付したと主張しているが、申立人は、昭和50年1月23日に国民年金の加入に併せ、付加保険料納付の申出を行い、同月から付加保険料を納付していることが確認できるものの、51年9月1日に厚生年金保険に加入したことにより、同日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが、申立人が所持している国民年金手帳でも確認できる。

また、申立人は、その後、昭和55年11月4日に国民年金に再加入していることが、A県B市が保管している国民年金被保険者名簿により確認できるものの、国民年金付加保険料を納付するには、改めて付加保険料納付申出を行う必要があるが、申立人が付加保険料納付申出を行った記録は無く、このことは、社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

さらに、国民年金付加保険料は、定額保険料と併せて納付することとされており、B市が保管している国民年金被保険者名簿では、申立期間について付加保険料を納付した記録は無く、申立人が所持している国民

年金保険料を口座振替していた当時のC銀行D通帳（昭和57年3月から平成元年12月まで）でも、保険料として引き落とされている金額は、定額保険料のみの金額であることが確認できることから、申立人は、付加保険料を納付していなかったものとみるのが相当である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 9 月まで
昭和 47 年 7 月ごろ夫が会社を退職したことにより、夫が、自身及び私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、途切れることなく二人分の保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を夫自身の保険料と併せて納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人は、申立人の夫が昭和 61 年 4 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、同日付けで国民年金第 3 号被保険者となり、申立期間中も保険料の納付を要しない同資格のままであったことが、A 市が保管している国民年金収滞納リストにおいても確認できることから、申立期間について、保険料を納付したとする申立内容は不自然である上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についても、申立期間は未納である。

ちなみに、申立人の夫が昭和 61 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人は、国民年金第 3 号被保険者の非該当者となり、保険料の納付が必要となる第 1 号被保険者とされたのは、平成元年 11 月 2 日であることが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、申立人は、資格の修正がされたこのころに第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行ったものと考えられ、申立人は、この

時点で納付可能なすべての期間である昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 10 月 20 日まで
② 昭和 40 年 10 月 21 日から 41 年 3 月 10 日まで

昭和 40 年 3 月に A 株式会社を退職し、自動車教習所に通いながら①の申立期間に B 株式会社勤めた。社会保険庁の記録では、B 株式会社で昭和 41 年 3 月 8 日から 6 月 16 日までと記録されているのは改ざんであり納得できない。

昭和 40 年 10 月に B 株式会社を退職して、すぐに C 社に入社し、②の申立期間勤務した。

申立期間①及び②の期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社に係る申立期間①について、当時の同僚のうちの一人が申立期間に申立人が勤務していたと供述していることから、申立人が当時、当該事業所に勤務していた可能性はあるが、社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿及び雇用保険加入の記録、並びに当該事業所が保管していた「労働者名簿」において、いずれも申立人の当該事業所に係る加入記録が、昭和 41 年 3 月 8 日から同年 6 月 16 日と記載されており、このほかに申立人の当該事業所に係る記録は無く、申立人の申立期間における正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、当該事業所が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」

によれば、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 41 年 3 月 8 日、資格喪失日は、同年 6 月 16 日と記載されており、社会保険事務所の当該事業所に係る被保険者名簿の資格取得日、資格喪失日と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

C 株式会社に係る申立期間②について、申立人が当該事業所に勤務していたことは当時の同僚の供述により推認できるが、当該事業所に文書照会したところ、申立期間当時における賃金台帳等の関連資料は保管されていないと回答しているため、申立人の申立期間における正確な勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、同僚は「入社してすぐ正社員ではなく、研修期間が 3 か月程度あった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月2日から33年12月31日まで

私は、昭和27年4月にA商店に入社し、29年3月に同社の社長の指示でB株式会社に出向した。その後、A商店は倒産したが、私はそのままB株式会社に勤務し30年12月に同社がC株式会社に名称変更した後も継続して働いていた。

社会保険庁の厚生年金保険の加入記録については、昭和30年12月1日でC株式会社において資格喪失となっていることに納得がいかない。調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB株式会社がC株式会社に名称変更したことを正確に記憶していること及び申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に複数確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、C株式会社の解散当時の事業主に照会したところ、「会社が閉鎖登記（平成17年4月20日付け破産）をしており、書類等が廃棄されているため、返答できない。」と回答していることから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができない。

また、社会保険事務所のC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年12月1日付けで申立人を含めて3人の被保険者が資格を喪失し、その後、当該事業所が適用事業所でなくなった31年1月1日までに全員が資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、C株式会社の本社がD（地名）にあったことを記憶していることから、本社について調査を行なったが、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の記録において、同事業所名では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。また同事業所名で申立期間当時の商業登記簿謄本も確認できないことから、本社について当時の情報を得ることができなかった。

加えて、当時、C株式会社に勤務していた同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
平成 17 年 9 月 1 日から株式会社Aに勤務していた。同日から、社会保険に加入すると聞いていた。同年 10 月 29 日に通院したB医院から健康保険の資格がないと言われ、株式会社Aの上司に話をすると、同社が医療費の差額を支払った。申立期間において厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの人事記録及び申立期間当時の同社の担当部署の責任者の供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかし、株式会社Aに照会したところ、「平成 17 年 10 月 15 日までの期間については、申立人が株式会社Cにも勤務し、同社で厚生年金保険に加入していたため、当社では、同年 10 月までの期間については厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しており、株式会社Aに保管されている当時の給与明細書においても、上記の回答のとおり申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aが保管する申立人の健康保険被保険者証の写しによれば、健康保険の資格取得年月日は平成 17 年 11 月 1 日と記載され、これは社会保険庁の申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格取得の記録とも一致しており、株式会社Aが申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を同日付けで社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年2月1日まで
私は、昭和20年4月ごろにA市B区C町にあったD株式会社に入社し、22年1月まで電気工として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が21年2月1日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時のD株式会社における勤務状況の記憶は詳細であり、元同僚は申立人が当該事業所に勤務していたと供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において、当該事業所に電気工として勤務していた可能性が認められる。

しかし、D株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在不明であり、当時の賃金台帳等関連資料の存否も不明であるため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、上記の元同僚は、申立人が入社したと主張している昭和20年4月ごろは、同年3月の大空襲によりD株式会社の工場や事務所も焼失し、仕事ができる状況ではなく、その復旧で大変な時期であった旨供述していることから、申立人の正確な勤務期間及び申立期間における厚生年金保険の適用について事実を確認することはできない。

さらに、複数の元同僚は、D株式会社においては試用期間があり、実際

の入社日より遅れて厚生年金保険の資格を取得している旨供述しているほか、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和17年1月1日より以前に入社している複数の元同僚についても、適用日より後の同年9月及び18年4月に資格取得していることが確認できることから、当時当該事業所においては、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成元年 8 月まで

A 製作所（現在は、B 株式会社）に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 製作所に照会したところ、事業主は、「申立人についての記憶はなく、申立期間当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、当時の従業員の一人名は、「当時、厚生年金保険に加入していたのは、役職者や縁故者等特定の人であった。」と供述しているほか、申立人も当時の雇用形態については、「アルバイトであったと思う。」としている。

また、申立期間に A 製作所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実について確認することができない。

加えて、社会保険庁の申立人に係る年金記録を見ると、昭和 61 年 7 月から平成 2 年 9 月までの期間は、国民年金保険料の法定免除期間となっており、申立期間が当該期間に含まれているため、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

その上、社会保険事務所の保管する A 製作所に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿及び社会保険庁の記録においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人の申立期間におけるA製作所に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月24日から37年2月3日まで
② 昭和41年3月16日から同年8月1日まで

昭和32年11月1日から41年8月1日まで、A店に織子として継続して勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無く、両申立期間とも国民年金の被保険者期間となっている。国民年金に加入した憶えは無く、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A店の事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の関連資料が保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所の保管するA店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和34年3月24日に被保険者の資格を喪失し、その後、37年2月3日に資格を再取得していることが記載されており、その間申立人は34年4月*日に婚姻しているが、申立期間①に申立人の婚姻後の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立期間①当時、事業主が経理及び労務事務を委託していたとするB商工会及びC協同組合に照会しても、申立人の勤務期間及び申立期

間の厚生年金保険の適用について確認できる関連資料等が保管されていないため、申立期間における厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間①において国民年金に加入した憶えは無いと主張しているが、社会保険庁の国民年金の記録から、昭和 52 年 10 月に 36 年 4 月から同年 7 月までの 4 か月分、1 万 6,000 円を附則 4 条に基づく国民年金保険料の特例納付を行ったことが確認できる。

申立期間②について、複数の元同僚が「申立人は離婚することとなり、元配偶者とほぼ同時期に退職した。」と供述しており、このことは、上記の被保険者名簿において、申立人及び申立人の元配偶者の資格喪失日が共に昭和 41 年 3 月 16 日と記録されていることと一致することから、申立期間②における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月15日から33年4月1日まで
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答があったが、脱退手当金を受領した覚えがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年6月26日に支給決定されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には「脱」表示は無いものの、申立人を含め、昭和33年6月以前に当該事業所において脱退手当金の支給記録の有る8人全員に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって、脱退手当金が支給されていないと推認することはできない上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から36年5月17日まで
A工場に勤務していた申立期間について、社会保険事務所の記録では脱退手当金を支給したことになっているが受給した記憶はない。
私と同様の申立ての方がいるということは記録が間違っているということである。申立内容を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和36年6月20日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで
昭和 41 年 7 月 11 日にパート職員としてA病院に採用され、42 年 8 月 1 日から嘱託職員となったが、健康保険証や厚生年金保険被保険者証は受け取っていない。申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認識していなかったため、脱退手当金の請求はしていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有り、被保険者名簿の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されている頁と前後 12 頁に記載されている脱退手当金受給要件を満たす女性 23 人のうち、社会保険庁のオンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる者は、申立人のほかに 8 人みられるが、その 8 人全員に「脱」表示が有る。

また、申立人は健康保険証及び厚生年金保険被保険者証を事業所からもらっていないと主張しているが、被保険者名簿の申立人の欄には、健康保険証が社会保険事務所に返却されたことを意味する「証返」の表示が有り、申立人以外に脱退手当金支給の記録が有り、被保険者名簿に「脱」表示が有る 8 人についても全員「証返」の表示が有る。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情

は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。